

# 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領

平成14年9月18日財政局理事決裁

最近改正令和6年10月28日

(趣旨)

**第1条** この要領は、札幌市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年規則第79号。以下「特例規則」という。)の定めるところにより、市長が締結する次の各号に掲げる契約案件(以下「契約案件」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者の参加資格に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 物品の購入、製造の請負、修繕(改造を含む。)、借受け及び売払い
- (2) 役務の提供(第4号及び第5号に掲げるものを除く。)
- (3) 工事の請負
- (4) 建設関連サービス業務(「工事に係る設計、監理、地質調査及びその他調査等の委託業務並びに測量業務」をいう。)の提供
- (5) 道路維持除雪の提供  
(適用除外)

**第2条** この要領は、総務局東京事務所に係る契約案件については、適用しない。

(競争入札参加者の資格)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第14条第2項又は特例規則第3条(第14条において準用する場合を含む。)の規定による告示において、その旨を記載するものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
  - ア 契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
  - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2 前項の規定に該当しないことのほか、競争入札の参加資格に係る申請をすることができる者の資格要件は、市長が別に定める。

(競争入札の参加資格の審査時期)

**第4条** 第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る競争入札の参加資格の審査(以下「資格審査」という。)は4年に一度行うものとし、同条第3号から第5号に掲げる契約案件に係る資格審査は2年に一度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の規定による資格審査を実施しない時期において、資格審査を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定が適用される契約案件の発注が見込まれるときに、札幌市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されていない者から資格審査の申請があった場合には、資格審査を行わなければならない。

(申請の方法)

**第5条** 市長は、資格審査を受けようとする者に対し、インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスさせ、契約案件ごとに別に定める画面上の申請フォームに必要事項を入力させ、送信させ、別々に定める書類を提出させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、契約案件ごとに定める競

争入札参加資格審査申請書及び別に定める書類を提出させる方法で申請させることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項及び第2項の規定による資格審査においては、契約案件ごとに定める競争入札参加資格審査簡易更新申請書及び別に定める書類を提出させる方法で申請させることができる。

(業種・工種)

- 第6条** 市長は、資格審査を受けようとする者に対し、契約案件ごとに定める業種分類表(別表1から4まで)に定める業種及び工種の中から、希望する業種及び工種について申請させるものとする。

(資格審査)

- 第7条** 市長は、第3条に定める資格について、第5条の提出書類等をもとに審査し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格について、契約案件ごとに定める経営規模等審査基準(別表5から6の2まで)に基づき、審査するものとする。

(等級区分の格付け)

- 第8条** 市長は、前条の規定により審査を実施した場合は、業種分類表のうち、等級区分表(別表7から8の2まで)に定める業種及び工種について、等級区分表に基づく格付けを行うものとする。

- 2 市長は、第1条第2号に掲げる契約案件に係るものにつき前項の規定に基づく格付けを受けた者に対し、別に定めるところにより申請させ、経営規模等審査基準(別表5)に基づく審査を行い、等級区分表(別表7)に基づく中間格付けを行うものとする。

(資格の決定、通知及び登録)

- 第9条** 市長は、資格審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有すると決定したときは、業種分類表に基づきその業種及び工種の指定を行ったうえで、契約案件ごとに定める競争入札参加資格認定通知書により当該申請者に通知するとともに、名簿に登録するものとする。

- 2 市長は、資格審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(登録の有効期間)

- 第10条** 第4条第1項の規定による資格審査の登録の有効期間は、第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る資格審査については前条第1項の規定による決定をした日の属する年度の翌4年度とし、第1条第3号から第5号に掲げる契約案件に係る資格審査については前条第1項の規定による決定をした日の属する年度の翌2年度とする。

- 2 第4条第2項の規定による資格審査の登録の有効期間は、市長が定める日から第1項で定めた登録期間の満了する日までとする。

- 3 第4条第3項の規定による資格審査の登録の有効期間は、前条第1項の規定による決定をした日から第1項で定めた登録の有効期間の満了する日までとする。

- 4 事故により第1項で定めた登録の有効期間の終期までに第4条第1項の規定による資格審査に基づく参加資格を決定できないとき、既に有効な資格審査の登録は、前3項の規定にかかわらず、改めて行う資格審査の有効期間の始期の前日まで引き続き有効とする。

(申請事項の変更)

- 第11条** 市長は、名簿に登録された者(以下「参加資格者」という。)の、別表9に掲げる事項に

変更があったときは、速やかにその旨をインターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスさせ、別に定める画面上の申請フォームに必要事項を入力させ、送信させることにより届け出させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、速やかにその旨を変更届により提出させる方法で届け出させることができる。

(参加資格者の資格の承継)

**第 12 条** 参加資格者の登録は、次の各号の一に該当する者に限り承継することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。ただし、その者が第 3 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に規定する者に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人事業者により設立され、その営業の譲渡を受けた法人であって、当該個人事業者が現にその取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任している法人
- (3) 参加資格者である法人の取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任していた者であって、当該法人の解散に伴いその事業の譲渡を受けて個人事業者となった者
- (4) 参加資格者である法人を吸収合併した法人又は参加資格者である法人を当事者とした新設合併により設立された法人
- (5) 参加資格者である法人から事業の全部譲渡を受けた法人
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

2 第 5 条から第 9 条の規定は、参加資格者の登録の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、市長は、当該申請しようとする者に、別表 10 に掲げる事業(営業)の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(参加資格者の登録業種・工種の承継)

**第 13 条** 参加資格者である法人の名簿に登録されている業種及び工種は、会社分割又は一部の事業譲渡を行った場合に限り承継させることができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。

2 第 5 条から第 9 条の規定は、参加資格者の名簿に登録されている業種及び工種の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、市長は、当該申請しようとする者に、別表 10 に掲げる事業(営業)の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(参加資格者の登録の取消し及び通知)

**第 14 条** 市長は、参加資格者が第 3 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に規定する者に該当したときは、その登録を取り消すことができる。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第 4 条に規定する競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者
- (2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録を取り消したときは、競争入札参加資格者登録取消通知書により遅滞なく当該参加資格者に通知するものとする。

3 管財部長は、前項の規定により通知した事項について、各局庶務担当部長に通知するものとする。

(参加資格者の中間格付けに伴う登録業種の取消し及び通知)

第14条の2 市長は、第8条第2項に規定する申請がなかった者に対して、等級区分表(別表7)に掲げる業種を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録業種を取り消したときは、競争入札参加資格者登録業種取消通知書により遅滞なく当該参加資格者に通知するものとする。

3 管財部長は、前項の規定により通知した事項について、各局庶務担当部長に通知するものとする。

(協同組合等の資格審査等)

第15条 市長は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等に基づいて設立された組合について、前条までの規定を適用し、資格審査等を行うものとする。ただし、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合(建設業に係るものについては、当該証明のほか建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けた組合)については、第7条に規定する経営規模等審査基準にかかわらず、別に定めるところにより等級区分の格付けを行うことができる。

(共同企業体の資格審査等)

第16条 市長は、工事の請負において、施工する工事を特定せずに結成される経常共同企業体の資格審査を行う場合、第1条から第11条まで及び第14条の規定を適用するものとする。ただし、第3条の規定の適用にあたっては、「次の各号のいずれかに該当する者は」とあるのを「次の各号のいずれかに該当する者を構成員とする企業体は」と読み替えるものとし、また、第6条に規定する業種分類表及び第7条に規定する経営規模等審査基準については、別に定めるところによるものとする。

(協定等の規定が適用される契約案件に関する資格審査等)

第17条 市長は、第4条第3項の規定による資格審査の申請がある場合には、協定等の趣旨に基づき、第7条の定めるところにより資格審査を行うものとする。

(事務処理に係る協議等)

第18条 市長は、参加資格に関する事務については、企業管理者と協議のうえ行うことができる。

(実施細目)

第19条 この要領の実施について必要な事項及び様式は、管財部長が定める。

附 則

1 この要領は、平成14年9月18日から施行する。

2 この要領による改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、施行の日以後の申請(旧要領第11条の規定に基づく申請及び特例規則第4条(第14条において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請のうち、平成14年度の競争入札に参加しようとするものからの申請を除く。)について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 建設業者の合併等に係る支援策としての資格審査等の取扱いについては、財政局理事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 16 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 16 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日以前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 競争入札の参加資格に係る申請のうち、競争入札の参加資格の審査を受けようとする者が、インターネットを利用して札幌市契約管理課ホームページから申請入力画面にアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信することにより行う申請の試行実施に関する取扱いについては、財政局理事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 18 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 18 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日以前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 「競争入札参加資格申請の電子申請試行実施に関する取扱い」の規定は、平成 18 年 9 月 25 日に廃止する。
- 4 「競争入札参加資格申請の電子申請試行実施に関する取扱い」の規定の廃止の日以後になされた申請のうち平成 18 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日以前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 18 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 18 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日以前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表 6 の 2 の項第 5 号に規定する期間が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合における同号の規定の適用については、同号中「第 1 号から第 4 号及び第 8 号」とあるのは「第 1 号から第 6 号」とする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 20 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 20 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 20 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 20 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う資格審査（平成 20 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後に行う資格審査のうち平成 20 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日前に行う資格審査の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 22 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 22 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表 6 第 2 項第 15 号における「新たに A 1、A 2 又は A に格付けられる者」は、平成 22 年度に建築工種で A 2 に格付けられていた者が平成 23・24 年度に対する資格審査で A に格付けられる場合、該当するものとして取扱う。
- 4 改正後の別表 6 第 2 項第 15 号における「等級別標準請負金額一覧表」は、平成 23 年 4 月 1 日より施行される札幌市工事等被指名者選定基準別表のとおりとする。

附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 24 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用し、同日以後になされた申請のうち平成 24 年度に行われる競争入札に係るもの及び同日前になされた申請

の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 26 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用する。
- 3 改正後の別表 6 第 2 項第 15 号における「等級別標準請負金額一覧表」は、平成 27 年 4 月 1 日以降の告示から適用される「一般競争入札参加資格のガイドラインについて（別表(工事)）」のとおりとす。

附 則

- 1 この要領は平成 28 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の別表 6 第 2 項第 15 号の規定は、平成 28 年 2 月 16 日以後になされた申請の取扱いについて適用し、同日前になされた申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申請の取扱いについて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成 28 年 9 月 30 日までになされた、第 4 条第 2 項の規定による第 1 条第 3 号から第 5 号に掲げる契約案件に係る資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、施行日から平成 29 年 2 月 15 日までになされた、第 4 条第 2 項の規定による第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約案件に係る資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、施行日から平成 29 年 3 月 31 日までになされた、第 4 条第 3 項の規定による平成 28 年度に行われる競争入札に係る契約案件に係る資格審査の申請及び第 15 条の規定による資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 6 平成 29 年 3 月 31 日において、第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる競争入札の参加資格を有する者の登録有効期間の終期は、改正前の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領及び前各項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日とする。この場合において、第 8 条第 2 項に基づく再審査の申請があった者の平成 29 年 4 月 1 日以後の等級区分は、当該申請に基づき格付ける等級区分によるものとする。

附 則

この要領は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申請の取扱

いについて適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から令和3年2月15日までになされた、第4条第2項の規定による第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日から令和3年3月31日までになされた、第4条第3項の規定による令和2年度に行われる競争入札に係る契約案件に係る資格審査の申請及び第15条の規定による資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 令和3年3月31日において、第1条第1号及び第2号に掲げる競争入札の参加資格を有する者の登録有効期間の終期は、改正前の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領及び前各項の規定にかかわらず、令和4年3月31日とする。この場合において、第8条第2項の規定による申請があった者の取扱いは、なお従前の例によるものとし、令和3年4月1日以降の等級区分は、当該申請に基づき格付ける等級区分とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月6日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請の取扱いについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月16日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請の取扱いについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請の取扱いについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月28日から施行する。
- 2 改正後の札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（令和6年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用する。
- 3 改正後の別表6第2項第16号における「一般競争入札参加資格のガイドライン（平成15年9月18日財政局管財部長決裁）別表1」は、令和7年4月1日以降の告示から適用される「一般競争入札参加資格のガイドライン」のとおりとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日から令和7年2月14日までになされた、第4条第2項の規定による第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 第2項の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までになされた、第4条第3項の規定による令和6年度に行われる競争入札に係る契約案件に係る資格審査の申請及び第15条の規定による資格審査の申請の取扱いについては、なお従前の例による。

## 業 種 分 類 表 ( 物 品 )

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
製 造 業	1 一般機械器具製造業	(1) ボイラ・原動機 (2) 農業用機械 (3) 建設機械 (4) 事務用機械 (5) 特殊産業用機械 (6) その他一般機械器具	製 造 業	10 石油・石炭製品製造業	(1) 石油・石炭製品
	2 電気機械器具製造業	(1) 発電用・送電用 (2) 通信機械器具 (3) 電子計算機・同付属装置 (4) 電子応用装置 (5) 電気計測器 (6) 電子機器・通信機器用部品 (7) その他電気機械器具		11 皮革製品製造業	(1) 皮革製品
				12 プラスチック製品製造業	(1) プラスチック製品
	3 輸送機械器具製造業	(1) 自動車・同付属品 (2) 鉄道車両・同部品 (3) 航空機・同付属品 (4) その他輸送用機械器具		13 ゴム製品製造業	(1) ゴム製品
				14 窯業・土石製品製造業	(1) ガラス・同製品 (2) セメント・同製品 (3) その他窯業・土石製品
	4 精密機械器具製造業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機 (2) 測量機械器具 (3) 医療用機械器具・医療用品 (4) 理化学機械器具 (5) 光学機械器具・レンズ (6) その他精密機械器具		15 鋼材・铸鋼等製造業	(1) 鋼材・铸鋼等
				16 金属製品製造業	(1) 暖房装置・配管工事用付属品 (2) 建設用・建築用金属製品 (3) 金属プレス製品 (4) その他金属製品
	5 繊維製品製造業	(1) 繊維製品		17 食料品・飲料製造業	(1) 食料品・飲料
	6 木材・木製品製造業	(1) 木材・木製品		18 出版・印刷業	(1) 出版 (2) 印刷 (3) 製本
	7 家具・装飾品製造業	(1) 家具・装飾品		19 その他製造業	(1) 看板・標識 (2) 玩具・運動競技用具 (3) 他に分類されない製造業
8 紙・紙加工品製造業	(1) 紙・紙加工品				
9 化学工業製品製造業	(1) 化学肥料 (2) 無機化学工業製品 (3) 有機化学工業製品 (4) 医薬品 (5) 油脂加工製品				

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
卸 小 売 業	1 一般機械器具卸小売業	(1) ボイラ・原動機 (2) 農業用機械 (3) 建設機械 (4) 特殊産業用機械 (5) 消防用機械器具 (6) 厨房用機械器具 (7) 事務用機械器具 (8) その他一般機械器具	卸 小 売 業	10 建築材料卸小売業	(1) 建築材料
	2 電気機械器具卸小売業	(1) 発電用・送電用 (2) 通信機械器具 (3) 電子計算機・同付属装置 (4) 電子応用装置 (5) 電気計測器 (6) 電子機器・通信機器用部品 (7) その他電気機械器具		11 燃料卸小売業	(1) 燃料
				12 家具・建具・什器卸小売業	(1) 家具・建具・什器
	3 輸送機械器具卸小売業	(1) 自動車・同付属品 (2) 鉄道車両・同部品 (3) 航空機・同付属品 (4) その他輸送用機械器具		13 金物・荒物・日用品卸小売業	(1) 金物・荒物・日用品
				14 書籍・文房具・印判卸小売業	(1) 書籍・文房具・印判
				15 運動競技用具・遊具卸小売業	(1) 運動競技用具・遊具
				16 がん具・娯楽用品・楽器卸小売業	(1) がん具・娯楽用品・楽器
				17 食料品・飲料卸小売業	(1) 食料品・飲料
				18 農耕用品卸小売業	(1) 農耕用品
				19 再生資源	(1) 再生資源
20 美術工芸品卸小売業			(1) 美術工芸品		
4 精密機械器具卸小売業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機 (2) 測量機械器具 (3) 医療用機械器具・医療用品 (4) 理化学機械器具 (5) 光学機械器具・レンズ (6) その他精密機械器具	21 電力業	(1) 電力供給 (2) 電力購入		
		22 その他卸小売業	(1) 他に分類されない卸小売業		
5 繊維製品卸小売業	(1) 繊維製品				
6 皮革製品卸小売業	(1) 皮革製品				
7 化学工業製品卸小売業	(1) 化学工業製品				
8 医薬品・化粧品卸小売業	(1) 医薬品・化粧品				
9 窯業・土石製品卸小売業	(1) セメント・同製品 (2) その他窯業・土石製品				

## 業 種 分 類 表 ( 役 務 )

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
一 般 サ ー ビ ス 業	1 運輸・通信業	(1) 道路旅客運送業 (2) 道路貨物運送業 (3) 倉庫業 (4) 運輸に付帯するサービス業 (5) 電気通信業 (6) その他運輸・通信業	一 般 サ ー ビ ス 業	10 速記・筆耕・複写業	(1) 速記・筆耕業 (2) 複写業
	2 洗濯業	(1) 普通洗濯業 (2) リネンサプライ業 (3) その他洗濯業		11 計量証明業	(1) 一般計量証明業 (2) 環境計量証明業 (3) その他計量証明業
	3 写真業	(1) 一般写真業 (2) 商業写真業 (3) 写真現像・焼付業		12 建物清掃業	(1) 建物一般清掃業 (2) じゅうたんクリーニン グ業 (3) 高層外装清掃業
	4 車両整備業	(1) 自動車整備業 (2) 特殊車両整備業 (3) 高速電車整備業 (4) 路面電車・索道整備業 (5) その他車両整備業		13 建物環境衛生管理業	(1) 室内空気環境測定業 (2) 水質検査業 (3) 貯水槽清掃業 (4) ねずみ・昆虫等防除業 (5) 空気調用ダクト 清掃業 (6) 排水管清掃業
	5 機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業	(1) 一般機械器具保守・修理業 (2) 電気機械器具保守・修理業 (3) 精密機械器具保守・修理業 (4) 家具修理業 (5) 市有施設等小規模修繕業 (6) その他保守・修理業		14 警備業	(1) 施設警備業 (2) 機械警備業 (3) その他警備業
	6 物品賃貸業	(1) 総合リース業 (2) 産業用機械器具賃貸業 (3) 事務用機械器具賃貸業 (4) 自動車賃貸業 (5) その他物品賃貸業		15 建物設備等保守管理業	(1) 電気設備保守業 (2) 機械設備保守業 (3) 消防設備保守点検業 (4) 電話交換業 (5) その他建物設備等保守管理業
	7 映画・ビデオ制作業、放送業	(1) 映画・ビデオ制作、配給業 (2) 映画・ビデオサービス業 (3) 放送業		16 廃棄物処理業	(1) 一般廃棄物処理業 (2) 産業廃棄物処理業 (3) その他廃棄物処理業
	8 情報サービス、研究・調査企画サービス業	(1) ソフトウェア業 (2) 情報処理サービス (3) 情報提供サービス業 (4) その他情報サービス、研究・調査企画サービス業		17 医療業、保健衛生サービス業	(1) 検査業 (2) 消毒業 (3) 医療事務・その他医療業・保健衛生サービス業
	9 広告業	(1) 広告代理業 (2) その他広告業		18 給食業	(1) 給食業 (2) 食器洗浄業
			19 専門サービス業	(1) デザイン業 (2) 翻訳業 (3) 通訳業、通訳案内業	
			20 除雪サービス業	(1) 排雪運搬業 (2) 構内除排雪業	
			21 公園街路樹等管理業	(1) 公園街路樹等管理業 (2) 庭園等管理業	
			22 上下水道施設等維持管理業	(1) 水道施設維持管理業 (2) 下水道処理施設維持管理業	
			23 その他サービス業	(1) 労働者派遣業 (2) 他に分類されないサービス業	



## 業 種 分 類 表 (建設関連サービス)

大分類	中 分 類	小 分 類
建設関連サービス業	1 測量業	(1) 測量業
	2 地質調査業	(1) 地質調査業
	3 建築設計・監理業	(1) 建築設計・監理業
	4 土木設計・監理業	(1) 土木設計・監理業
	5 橋梁設計・監理業	(1) 橋梁設計・監理業
	6 設備設計・監理業	(1) 設備設計・監理業
	7 建設関連調査サービス業	(1) 建設関連調査サービス業

業 種 分 類 表 (道路維持除雪)

大分類	中 分 類	小 分 類
道 路 維 持 除 雪	1 道路維持除雪業	(1) 道路維持除雪業

## 経営規模等審査基準 (役務)

【一般サービス業 (別表2 大分類 一般サービス業 中分類 12 及び 14 に限る。)]

### 1 製造、販売等実績高 (配点 40点)

(1) 直前2年度の製造、販売等年間平均実績高 (配点10点)

区 分		換 算 点
1 億円未満		3
1 億円以上	10 億円未満	5
10 億円以上	50 億円未満	6
50 億円以上	100 億円未満	8
100 億円以上		10

(2) 直前2年度の取扱業種別製造、販売等年間平均実績高 (配点30点)

区 分		換 算 点
1,000 万円未満		10
1,000 万円以上	1 億円未満	15
1 億円以上	5 億円未満	20
5 億円以上	10 億円未満	25
10 億円以上		30

### 2 経営規模 (配点30点)

(配点20点)

換算点 区分	6	8	12	16	20
自己資本額	1,000 万円 未 満	1,000 万円 以 上	5,000 万円 以 上	1 億 円 以 上	5 億 円 以 上

(配点10点)

換算点 区分	3	4	6	8	10
常勤職員数	10 人 未 満	10 人 以 上	50 人 以 上	100 人 以 上	300 人 以 上

### 3 経営状況 (配点20点)

(配点各10点)

換算点 区分	6	7	8	9	10
営業年数	5 年 未 満	5 年 以 上	10 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上
流動比率	80% 未 満	80% 以 上	100% 以 上	110% 以 上	120% 以 上

## 経営規模等審査基準（工事）

### 1 客観的評定点

この評点は、建設業者の経営力、技術力などから工事の施工能力を総合的に判定するものであり、建設業法第27条の23の規定に基づく「経営に関する客観的事項の審査」の方法により、次の算出式により算出する。

ただし、評定に当たって、X1にあつては、別表3に掲げる各工種に対応する許可を受けた建設業（以下「建設業」という。）に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算するものとし、また、Zにあつては、建設業に係る建設工事の種類別の年間平均元請完成工事高及び技術職員数によって得られた評点のうち、最も高いものを当該工種の年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点とする。

$$\text{客観的評定点} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

※ 小数点以下は四捨五入。

X1 = 工種別年間平均完成工事高の評点

X2 = 自己資本額及び利益額の評点

Y = 経営状況の評点

Z = 工種別年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点

W = その他の審査項目（社会性等）の評点

### 2 主観的評定点

- (1) 札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を加点する。
- (2) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去5年度の間にしゅん功した、申請工種に係る設計金額500万円以上の工事の工事成績評点の平均を取り（小数点以下は四捨五入。）、これから65点を差し引いた点数に応じ、当該工種の客観的評定点に下表の割合を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を当該工種に加点又は減点する。

（工事成績評点—65）		加算割合
15以上		4.5%
10以上	15未満	3.0%
5以上	10未満	1.5%
—5を超え	5未満	0%
—10を超え	—5以下	—1.5%
—15を超え	—10以下	—3.0%
—15以下		—4.5%

- (3) サッポロQMSを取得している者には、5点を加点する。
- (4) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市建設局造園工事優秀施工業者表彰、札幌市建設局土木部所管工事優秀施工業者表彰、札幌市下水道河川局工事安全管理優秀業者表彰、札幌市下水道河川局工事優秀施工業者表彰、札幌市都市局優良工事施工業者表彰、札幌市交通局優秀工事施工業者表彰、本市の優良指定給水装置工事事業者表彰及び札幌市水道局優秀工事施工業者表彰の受賞実績について、受賞対象の工種に対し、受賞1回につき20点を加点する。

- (5) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（道路維持除雪業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し、受賞1回につき10点を加点する。
- (6) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（民活型雪堆積場管理業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し、受賞1回につき5点を加点する。ただし、上記(5)における、表彰の受賞実績がある年度の実績については、加点しないものとする。
- (7) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおいて、本市の道路維持除雪業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し20点を加点する。
- (8) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおいて、本市の民活型雪堆積場管理業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し5点を加点する。ただし、従事した年度に、上記(7)の従事実績がある場合は、加点しないものとする。
- (9) 障がい者の雇用を促進する者で、次の一に該当する者には、10点を加点する。
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づき、障害者雇用状況の報告義務のある者のうち、障がいのある方を雇用する割合が政令で定める障害者雇用率以上の者。
  - イ 障害者雇用促進法上、障害者雇用状況の報告義務のない者で、1人以上の障害者を雇用している者。
- (10) 札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し、災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者には、5点を加点する。
- (11) 札幌市社会福祉協議会が実施する福祉除雪に協力している者には、5点を加算する。
- (12) 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている者で、下記ア、イのいずれかに該当する者には、5点を加算する。
- ア 常時雇用する労働者が101人以上で、札幌市の認証がステップ3先進取組企業認証である者。
  - イ 常時雇用する労働者が100人以下で、札幌市の認証がステップ2行動計画策定企業認証又はステップ3先進取組企業認証である者。
- (13) 札幌SDGs登録企業として承認を受けている者には、5点を加点する。
- (14) 札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者には、5点を加点する。
- (15) 資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日の属する月の前月から起算して過去2年間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）第1条第1項の規定により別表第2第1号から第4号及び第8号の措置要件に係る参加停止を実際に受けた実停止月数（その月数に1月に満たない端数があるときは、15日以上の場合は切り上げ、15日未満の場合

は切り捨てる。)に10点を乗じて得た点数を減点する。

(16) 格付等級に相応する施工能力を確保するため、新たにA1、A2又はAに格付けられる者で、次の一に該当する者は、1つ下位の等級に格付けるため、1つ下位の等級の上限値に至るまで減点する。なお、減点した結果、新たにA2に格付けられる者となり、再度Aに該当するときは、Bの等級に格付けるため、Bの上限値に至るまで減点する。

ア 過去5年間に施工した申請工種に係る元請工事1件当たりの最高金額が、一般競争入札参加資格のガイドライン(平成15年9月18日財政局管財部長決裁)別表1の当該工種及び等級に対応する下限金額に達しない者。

イ 格付等級に相応する施工能力を確保することが困難であると特に認められる者(ただし、Aにより下位等級に格付けされる場合を除く)。

(17) 急激な格付の変動を防ぐため、継続して登録している者が2等級下位の等級に変動する場合に、1等級の変動に留めるため、1等級下位の等級の下限値に至るまで加点する。ただし、本項第15号の規定による減点を受けた者については、この限りではない。

## 経営事項等審査基準（建設関連サービス）

【建設関連サービス業（別表3の2 大分類 建設関連サービス業 中分類 1、3及び4に限る。）】  
下記の算出式によって企業評価点を算出する。

$$\text{企業評価点} = 3 \times (a) + (b) + 5 \times (c) + (d)$$

(a)	直前2年度の取扱業種別年間平均実績高による換算点
(b)	自己資本額による換算点
(c)	有資格者の数による換算点
(d)	営業年数による換算点

### 1 直前2年度の取扱業種別年間平均実績高（配点 30点）

区 分		換 算 点
	1億円未満	10
1億円以上	5億円未満	15
5億円以上	10億円未満	20
10億円以上	20億円未満	25
20億円以上		30

### 2 経営規模及び経営状況（配点90点）

#### (1) 自己資本額

（配点30点）

区分	換算点	自己資本額		
		10	20	30
直前2年度の取扱業種別年間平均実績高	1億円未満	200万円未満	200万円以上 400万円未満	400万円以上
	1億円以上 5億円未満	800万円未満	800万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上
	5億円以上 10億円未満	2,000万円未満	2,000万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上
	10億円以上 20億円未満	6,000万円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上
	20億円以上	1億5,000万円未満	1億5,000万円以上 2億円未満	2億円以上

#### (2) 有資格者の数及び営業年数

（配点各30点）

換算点	10	15	20	25	30
営業年数	5年未満	5年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満	35年以上
有資格者合計数値	0～14	15～39	40～64	65～109	110～

※ 有資格者の数の合計数値は次表（有資格者合計配点表）の算出方法による。

## 有資格者合計配点表

有資格者数合計数値は、各資格の有資格者数×各資格の配点（2又は5）の総計

資格名	業種名	測 量	建築設計 ・ 監理業	土木設計 ・ 監理業
一級建築士		-	5	-
二級建築士		-	2	-
建築積算資格者		-	2	-
一級土木施工管理技士		-	-	2
測量士		5	-	-
測量士補		2	-	-
環境計量士		-	-	2
技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質）		-	-	5
技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質以外の特定科目）		-	-	5
技術士_建設部門（土質及び基礎）		-	-	5
技術士_建設部門（土質及び基礎を除く）		-	-	5
技術士_農業部門		-	-	5
技術士_森林部門		-	-	5
技術士_水産部門		-	-	5
技術士_電気電子部門		-	-	5
技術士_上下水道部門		-	-	5
技術士_機械部門		-	-	5
技術士_情報工学部門		-	-	5
技術士_応用理学部門		-	-	5
第一種電気主任技術者		-	-	2
伝送交換主任技術者		-	-	2
線路主任技術者		-	-	2
A P E Cエンジニア		-	-	5
R C C M		-	-	2
畑地かんがい技士		-	-	2

## 等級区分表(役務)

【一般サービス業(別表2 大分類 一般サービス業 中分類 12及び14に限る。)

等級	審査数値
A	60点以上
B	50点以上60点未満
C	50点未満

(総配点90点)

(別表8)

### 工種別等級区分表

(工事)

等級 工種	A		B	C
	A1	A2		
土 木	1100以上	1099以下 900以上	899以下 750以上	749以下
下水道	1000以上	999以下 850以上	849以下 700以上	699以下
舗 装	850以上		849以下	
造 園	850以上		849以下 750以上	749以下
建 築	900以上		899以下 700以上	699以下
電 気	900以上		899以下 750以上	749以下
管	800以上		799以下	

## 変更届を要する申請事項

変 更 事 項	提 出 書 類
1 商 号 又 は 名 称	登記事項証明書（法人の場合）
2 代 表 者 （ 職 ・ 氏 名 ）	登記事項証明書（法人の場合）
3 受 任 者（支店長等） （ 職 ・ 氏 名 ）	委任状
4 本 店 所 在 地	登記事項証明書（法人の場合） ※建設業許可変更申請書写し又は官公庁発行の証明書でも可
5 受 任 者（支店等）の所在地	不要
6 使 用 印 鑑	使用印鑑変更届
7 電 話 番 号	不要
8 F A X 番 号	不要
9 小分類又は取扱品目の追加	（小分類の追加の場合） 登記事項証明書又は許可・実績等確認書類 ※取扱品目のみの追加の場合は不要
10 メ ー ル ア ド レ ス	不要
11 そ の 他（許可、登録等）	不要

※ 事実発生から登記完了までに時間を要する場合、代替書類（取締役会議事録、株主総会議事録、法務局受付済の登記申請書写し等）を提出し、登記完了後に登記事項証明書を提出することによる手続きも可能とする。

※ 個人事業主にかかる登記事項証明書に替わる提出書類は、官公庁（税務署等）への届出書控え等とする。

## 承継の申請に必要な書類

提出書類		要領第 12 条						要領第 13 条
		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	
1	参加資格者合併等 (合併・事業(営業)譲渡・ 会社分割)届	○	○	○	○	○	市長が必要と認める書類	○
2	履歴事項全部証明書(写)	○ 法人の場合	○	○ ※消滅会社 等のもの	○ ※1	○		○ ※1
3	契約書(写)				○ 合併契約書	○ 譲渡契約書又は 譲渡解約書 ※2		○ 分割契約書又は 新設分割届書 又は譲渡契約書 又は譲渡解約書 ※2
4	公正取引委員会への届出受理書(写) ※3				○	○		○
5	建設業許可通知書(写) ※工事の場合のみ必要				○	○ ※4		○
6	経営事項審査結果の通知書(写) ※工事の場合のみ必要				○	○		○

※1 消滅会社等の閉鎖事項全部証明書も必要。分割の場合は、分割会社の履歴事項全部証明書も必要。(いずれも参加資格者でない場合は不要)

※2 譲渡を承認する株主総会議事録の写しも必要。

※3 届出が必要な場合のみ。例えば、国内売上高の合計が、200億円と50億円を超える会社どうしの合併の場合など。

※4 譲渡会社の建設業変更(廃業)届の写しも必要。